

デイサービスセンターセレブ運営規程

【地域密着型通所介護事業所】

【介護予防・日常生活支援総合事業・通所介護相当サービス事業所】

第1条（事業の目的）

社会福祉法人愛心会が開設するデイサービスセンターセレブ（以下『事業所』という。）が行う、地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業・通所介護相当サービス事業（以下『通所介護等』という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下『事業対象者』という。）に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

事業所の職員は、高齢者が要介護状態及び要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減など生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- | | |
|-------|----------------|
| 1 名称 | デイサービスセンター セレブ |
| 2 所在地 | 徳島市沖浜東2丁目30番地 |

第4条（職員の職種及び職種内容）

事業所に対する職員の職種、及び職種内容は、次の通りとする。

① 管理者：1名

職員管理及び業務管理等運営全般を統括するとともに自らも苦情処理等の業務に当たるものとする。

② 生活相談員：1名

利用申し込みに係る調整、相談援助及び技術指導を行うとともに他の職員と協力して計画の作成等を行う。また自らも利用者に対し、必要な日常生活上の介護その他必要な業務にあたる。

③ 看護職員：1名・介護職員：2名以上

心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務にあたる。

④ 機能訓練指導員：1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能指導や助言を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業及び営業時間は、次の通りとする。

① 営業日

月曜日から土曜日までとする。

（1月1日～1月2日は休業とする。）

但し、営業日においても天災、災害、施設や設備の故障その他やむをえない理由がある場合については、休業する場合もある。

② 営業時間及びサービス提供時間

営業時間：午前8時30分から午後5時30分

サービス提供時間：午前9時から午後5時

第6条（利用定員）

1日の利用定員は、次の通りとする。

18人

第7条（通所介護等の提供方法）

通所介護等は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン（以下『居宅サービス計画等』という。）に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスが利用できるものとし、次に掲げるものから、事業所と利用者等との相談（確認）により選定したうえで、サービスを行うものとする。

第8条（計画書の作成）

- 1 通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況ならびに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った計画を作成する。
- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を確認し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

第9条（通所介護等の内容及び利用料）

- 1 通所介護等の内容は次のとおりとする。
 - ① 機能訓練
 - ② 入浴サービス
 - ③ レクリエーション等のアクティビティーサービス
 - ④ 送迎
 - ⑤ 食事
 - ⑥ 相談援助等の生活指導
 - ⑦ その他、日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 2 利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 3 食事代は、昼食600円・夕食600円とする。

第10条（居宅介護支援事業所との連携等）

- 1 通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所又は地域包括支援センター（以下『居宅介護支援事業所等』という。）が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身状況、そのおかれている環境、他の保険医療福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法、内容の変更希望があった場合、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、密接な連携に努める。

第11条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、徳島市とする。

第12条（契約書の作成）

事業所は通所介護等を開始するにあたって、本規定に沿った事業の内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名（記名押印）を受けることとする。

第13条（サービス利用に当たっての留意事項）

サービスを利用して頂くに当たり、利用者とその家族に対しサービスの旨を十分に説明した上で、次のことに留意して頂くこととする。

- ① 通所介護等利用中は、職員の指示に従う。
- ② センター内の器物を、故意に壊さない。
- ③ 他の利用者の迷惑になるようなことをしない。

第14条（緊急時等における対応方法）

通所介護等利用中に、利用者の病状等に急変等の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

第15条（非常災害対策）

通所介護等利用中に、地震・火災等の非常災害が生じた場合は、防災管理者、管理者に報告し賠償保険制度の適用も踏まえて検討し、速やかに適切な措置を講ずることとする。また防災管理者は非常災害が発生したことを想定した防災・避難訓練を定期的の実施するとともに防災に対する職員教育を行わなければならない。

第16条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生または再発を防止するために、次の通り必要な措置を講ずるものとする。また、事業所は、サービス提供中に、事業所の職員又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第17条（苦情処理）

その提供した通所介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次の通り必要な措置を講ずるものとする。

- ① 苦情を受け付けるための相談窓口を設置するとともに、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、連絡先・体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文章に記載し、事業所に掲示する。
- ② 苦情受付担当者は、利用者の苦情を十分に把握し管理者に報告する。
- ③ 管理者は、職員及びその担当する介護支援専門員と検討、対策等の協議を行う。
- ④ 管理者は、その利用者に対してその結果を報告する。

- ⑤ 苦情受付担当者は、報告書を作成し保管する。
- ⑥ 市町村又は関係所轄庁の文書等の提出、職員からの質問若しくは照会を求められたときは速やかに応じ、調査などに協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

第18条 (運営についての留意事項)

職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密及びサービス機関から提供された情報は関係者以外に漏らしてはならない。

- ① 職員であった者に、業務上知り得た情報を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの情報を保持すべき旨を職員の雇用契約の内容とする。
- ② 職員の知識及び技術の向上をはかるため、定期の施設内研修や施設外の研修も積極的に利用して、職員研修を行うものとする。
- ③ この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人愛心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成22年11月1日より施行する。

附則 この変更規定は、平成23年4月1日より施行する。

附則 この変更規定は、平成23年7月1日より施行する。

附則 この変更規定は、平成24年4月1日より施行する。

附則 この変更規定は、平成24年12月5日より施行する。

附則 この変更規定は、平成25年5月1日より施行する。

附則 この変更規定は、平成25年8月9日より施行する。

附則 この変更規定は、平成26年7月1日より施行する。

附則 この変更規定は、平成28年6月1日より施行する。

附則 この変更規定は、平成28年11月1日より施行する。

附則 この変更規定は、平成29年4月1日より施行する。

附則 この変更規定は、平成30年4月1日より施行する。

附則 この変更規定は、令和2年9月1日より施行する。

附則 この変更規定は、令和3年8月1日より施行する。

附則 この変更規定は、令和7年4月1日より施行する。

デイサービスセンターセレブ 重要事項説明書

1、事業者

- 1、法人名 社会福祉法人 愛心会
- 2、法人所在地 小松島市中田町字新開58番地
- 3、電話番号 0885-32-2277
- 4、代表者氏名 理事長 榊田勝仁
- 5、設立年月日 昭和54年6月11日

2、事業所の概要

- 1、事業所の種類 通所介護事業所
- 2、事業所の目的

社会福祉法人愛心会が開設する通所介護デイサービスセンターセレブが行う、通所介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護者にある利用者に対し、適切な通所事業を提供することを目的とする。

- 3、事業所の名称 デイサービスセンターセレブ
- 4、事業所の所在地 徳島市沖浜東2丁目30
- 5、電話番号 088-655-2266
- 6、管理者氏名 榊田 千尋
- 7、事業所の運営方針

事業所の介護職員は、高齢者が要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減など生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- 8、開設年月日 平成22年11月1日
- 9、営業日及び営業時間
 - ・ 営業日 月曜日～土曜日（祝日も営業）
 - ※年始（1月1日～1月2日）は休業します。
 - ・ サービス提供時間 9時から17時までです。（送迎時間は含みません。）
- 10、利用定員 18人
- 11、提供するサービスの第三者評価：無実施

3、職員配置状況

当事業所では、利用者に対して指定通所介護サービス及び指定第1号通所介護事業（通所型サービス）サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

管理者（1名）生活相談員（1名）介護職員（2名以上）看護職員（1名）機能訓練指導員（1名以上）

4、当事業所が提供するサービスと利用料金

1、介護保険の給付対象となるサービス

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。サービスの利用料金は、利用者の介護度に応じて異なります。

※介護報酬単価が1単位10.14円となります。1ヶ月の利用料金は利用回数によって料金の変動がございます。

◎サービス利用料金

		3時間以上～4時間未満	4時間以上～5時間未満	5時間以上～6時間未満
基本額	要介護1	416 単位/回	436 単位/回	657 単位/回
	要介護2	478 単位/回	501 単位/回	776 単位/回
	要介護3	540 単位/回	566 単位/回	896 単位/回
	要介護4	600 単位/回	629 単位/回	1013 単位/回
	要介護5	663 単位/回	695 単位/回	1134 単位/回
		6時間以上～7時間未満	7時間以上～8時間未満	8時間以上～9時間未満
基本額	要介護1	678 単位/回	753 単位/回	783 単位/回
	要介護2	801 単位/回	890 単位/回	925 単位/回
	要介護3	925 単位/回	1032 単位/回	1072 単位/回
	要介護4	1049 単位/回	1172 単位/回	1220 単位/回
	要介護5	1172 単位/回	1312 単位/回	1365 単位/回

◎サービス内容

入浴介助：入浴又は清拭を行います。機械浴槽を使用して入浴することができます。

個別機能訓練：利用者の心身等の状況に応じて個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施します。

食事の介助：ただし、食費は別途頂きます。

排泄の介助：利用者の排泄の介助を行います。

送迎サービス：ご自宅と事業所間の送迎を行います。尚、送迎を行わない場合は片道につき47単位を所定単位数から減算を行います。

◎加算額

入浴介助加算（Ⅰ）：40 単位/回

（Ⅱ）：55 単位/回

個別機能訓練加算（Ⅰ）：イ 56 単位/回

（Ⅰ）：ロ 76 単位/回

（Ⅱ）：20 単位/回

地域通所介護科学的介護推進体制加算：40 単位/月

サービス提供体制加算（Ⅰ）：22 単位/回 （Ⅱ）：18 単位/回 （Ⅲ）：6 単位/回

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）：所定単位数に9.0%を乗じた単位数で算定されます。

※加算に関しては、職員の人員により変動することがあります。

※介護保険の負担割合に変更があった場合、変更された割合に合わせて利用者の負担額を変更します。

2、介護保険の給付対象とならないサービス

下記のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。

① 食事の提供にかかる費用：利用者に提供する食事の材料費や調理にかかる費用です。

料金：昼食 600 円 夕食 600 円

②レクリエーション活動にかかる費用

※今後、利用料及び食費等の単価が変更する場合があります。その際には、重要事項説明書内容一部変更同意承諾書を作成し、その内容を説明し、同意を得ます。

3、料金の支払い方法

月初に前月利用分請求書をお渡ししますので、サービス利用時に現金でお支払い下さい。

5、事故発生時の対応

通所介護の提供により、事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に必要な措置を行います。

6、苦情・相談について

サービスの内容に関する苦情、相談の受付窓口

1、当事業所における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 デイサービスセンターセレブ （電話番号：088-655-2266）

管理者 榊田 千尋

○受付時間 毎週月曜日から土曜日 9:00~17:00

※苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

2、公共の機関等でも苦情やご相談をしていただけます。

①徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 （電話番号：088-665-7205）

②徳島市 健康福祉部 高齢介護課 （電話番号：088-621-5585）

個人情報利用目的

デイサービスセンターセブでは、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[当施設内部での利用目的]

当施設が利用者等に提供する介護サービス

介護保険事務

介護サービスの利用にかかる管理運営業務のうち次のもの

- ・利用、中止等の管理
- ・会計、経理
- ・事故等の報告

[他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的]

当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

- ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・ その他の業務委託
- ・ 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見、助言を求める場合
- ・ 家族等への心身の状況説明

介護保険事務のうち

- ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は提出等

【上記以外への利用目的】

当施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・ 介護サービスや業務維持・改善の基礎資料
- ・ 当施設において行われる学生等への実習の協力
- ・ 当施設において行われる事例研究

他の事業者等への情報提供に係る利用目的

当施設の管理運営業務のうち

- ・ 外部監査機関への情報提供

個人情報、サービス提供記録についてご本人から開示の依頼があった場合は、通所サービスの円滑な利用の妨げにならないことを確認した上でご本人に開示させていただきます。